

児童手当に関する手続き

引越しに伴う手続き

住所変更の届出とは別に、児童手当の手続きが必要となります。

児童手当は、申請した月の翌月分から支給となります。ただし、住所の異動日が月末に近い場合には、異動日の翌日から15日以内に手続きすることで、異動日の翌月分から受給できます。

申請が遅れると、遅れた月分の手当を受給できなくなりますので、手続きはお早めに！

転出(下野市外への引越し)

受給者の方が転出すると、下野市から支給される手当は終了となります。引き続き手当を受給するためには、転出先の市区町村で手続きが必要です。

転居(下野市内での引越し)

住所変更届を提出してください。受給者と児童が別居する場

合は、別居監護申立の手続きが必要です。

転入(下野市内への引越し)

他の市区町村から下野市へ転入した場合には、認定請求手続きが必要です。手続きをしないと手当は支給されませんのでご注意ください。

■手続きに必要なもの

すべての方

- ・請求者の健康保険証
- ・請求者本人名義の預金通帳
- ・保護者の個人番号確認書類★
- ・窓口で手続きをする方の本人確認書類☆

※次に該当する場合には、下記の書類が追加が必要です。

請求者本人以外の方が窓口で手続きをする場合

- ・委任状(法定代理人の場合は戸籍謄本)

児童と別居している場合

- ・児童の個人番号確認書類★

★個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード、個人番号記載の住民票のいずれか)

☆本人確認書類

1点で足りるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど、顔写真つきの公的証明書
2点必要となるもの：健康保険証、年金手帳、年金証書、印鑑登録証明書、母子手帳、児童扶養手当証書など

公務員になったとき・公務員でなくなったとき

公務員の方は、勤務先から手当が支給されます。勤務先が変わり、公務員になったときや公務員でなくなったときは、お住まいの市区町村と勤務先の両方で手続きが必要です。

※手続きが遅れ、市区町村と勤務先の両方から手当の支給を受けた場合には、手当を返還していただくことになりますのでご注意ください。

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

保育施設に通う第1子・第2子の給食費一部免除



保育施設では、3歳以上児の給食費(主食費+副食費)は保護者負担となりますが、令和6年4月分の副食費は免除となります。

■対象者

3歳以上児の第1子・第2子で、右表の「免除なし」に該当する方

※0~2歳児の給食費は、保育料に含まれています。

■免除金額

令和6年4月分給食費のうち、副食費(おかず代)1か月相当分

階層区分	区分内容	第1子	第2子	第3子
第1階層	生活保護世帯	副食費免除	副食費免除	副食費免除
第2階層	市町村民税非課税世帯			
第3階層	48,600円未満			
第4階層	所得割課税世帯 市町村民税	48,600円以上 57,700円未満	免除なし	副食費免除
		57,700円以上 97,000円未満		
第5~8階層	97,000円以上	免除なし	免除なし	副食費免除

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903

■相続 ■遺産分割 ■生前贈与 ■遺言書作成
相続税申告も財産の名義変更も一括安心のサポート

飯野洋税理士 行政書士事務所

相談無料 お気軽に!

下野市下古山2328-22
TEL.0285-29-7561
http://www.iinokaikei.jp



障がい者サービス(対象:18歳~64歳) 生活介護 スマイルサポート上三川

「笑顔が輝く!人生を楽しむ!」を合言葉に一日を楽しく過ごせる施設です。

■選べる3コース■「やりたい」を尊重し選択して一日を過ごせます。

「ゆっくり班」:自分のペースで一日をゆっくり過ごせます。
「作業班」:提携保育園のおもちゃ作り、eスポーツや簡単なIT(工賃300円/1H)

無料体験実施中! 無料LINE相談

住所:栃木県河内郡上三川町しらさぎ2-1-1
電話:0285-37-9080(体験受付:平日8:30~17:30)
詳しくはホームページまで スマイルサポート上三川 検索

